平成２７年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市須軽谷935番地１
破産者　河田　香織
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３２２号
新潟市東区向陽１丁目９番地７　ハイツ向陽102号
破産者　吉岡　正明
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６６号
新潟市西区五十嵐２の町8350番地10
破産者　樋口　秀樹
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
富山県滑川市上小泉2049番地３　サンコーポラス上小泉３号棟405
破産者　細岡　裕子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
愛知県豊田市西中山町崩ケ崎78番地34
破産者　熊谷　英治
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
愛知県豊田市西中山町才ケ洞10番地40
破産者　森岡　篤史
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
愛知県豊田市下佐切町広畑17番地、前住所愛知県豊田市近岡町馬場瀬48番地
破産者　関塚　直樹
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
愛知県豊田市柿本町２丁目43番地２　メルベーユミノリ407号
破産者　鈴木　啓太
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
愛知県刈谷市野田新町２丁目405番地　シェール塩田１Ａ号
破産者　市古　　修
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
滋賀県近江八幡市日吉野町770番地（115号）、開始決定時の住所滋賀県米原市高溝192番地26
破産者　中川　卓司
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
滋賀県長浜市余呉町下丹生1163番地１
破産者　三國　　滋
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
徳島県三好市池田町松尾大申119番地、住民票上の住所徳島県三好市池田町イケミナミ1900番地５
破産者　西川　清樹
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第１５９号
高知市神田2091番地９、開始決定時の住所高知市神田2072番地４
破産者　松澤百合子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５４１号
北九州市若松区深町１丁目８番13―112号
破産者　花岡　義晴
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０１６９号
東京都練馬区高松３丁目９―19―101、開始決定時の住所東京都練馬区春日町６丁目17―15―103
破産者　松田　明也
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３０９号
山梨県南都留郡山中湖村山中106番地
破産者　株式会社みやこ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３１０号
山梨県南都留郡山中湖村山中106番地
破産者　羽田　隆司
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４１２号
東京都江東区新大橋１丁目12番６号
破産者　株式会社しんせい
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部